

平成27年度事業計画

老人保健施設あおかげ苑
あおかげ居宅介護支援事業所

事業方針

平成27年度は、引き続き「選ばれる施設づくり」をスローガンに事業を推進していく。

今年度は、4月に介護報酬に見直しが行われ、あおかげ苑の介護保険の事業収入は減となり、財務的には、当苑を取り巻く経営環境が厳しさを増してくるものと考えられる。

一方、利用者負担は増額となる利用者と減額になる利用者が生じることとなると思われることから、より一層の利用者サービスの向上を図り、利用者及び家族の要望に応える必要が高まってくるものと考えられる。

また、介護度の重度化は更に進行し、体調不良による入所者の入院が、収入減に直結していくことは否めない事実です。

こうした経営環境下で、入所系サービスについては空床発生を抑制し、入所の稼働実績を上げ、デイケアでも利用者を増加させるため、選択される事業者となるべく、利用者及び家族の満足度を高める様、提供するサービスの質的向上を目指して行く。

また、あおかげ居宅介護支援事業所の利用者の当法人利用を促進するなど、当法人のデイケア利用者増に努力する。

基本方針

当施設は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

理 念

- (1) 基本項目
 - ① 医療・介護の機能分化・連携の推進のため、リハビリ等における医療機関・居宅介護支援事業所との情報交換に努め、医療と介護の継ぎ目のないサービス提供を行う。
 - ② 介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価制度が行われるため、施設内研修の充実、各職員に対する資格取得の奨励を行う。
- (2) ケアプランに基づいた生活支援
 - ① 担当者は、入所者のADL、健康、生活全般の観察を通じた状態の変化と現況の把握に努める。
 - ② 担当者が作成するケアプランの原案過程では、副主任等の助言等を求める。
 - ③ 各職種の専門職が集まって行うケアカンファレンスでは、より専門的、多角的な視点からの意見交換と討議を尽くす。
 - ④ 作成されたケアプランは、フロアその他職員への周知徹底を図り、統一したケアの提供に努める。
- (3) 安心・安全・快適な生活環境の整備
 - ① 担当者による定期的な整理・整頓の実施
 - ② 委員による定期的な安全設備点検の実施
 - ③ 介護職員による車椅子、食堂の椅子の定期清掃の実施
- (4) 身体拘束廃止推進に向けた取り組みの充実を図る。
 - ① 家族の承諾に基づく身体拘束のケースであっても、定期的な身体拘束の廃止に向けた取り組みと経過管理を家族とともに協議する等、廃止に向けた取り組みを推進する。
 - ② 身体拘束廃止推進に向けた研修等の充実を図る。
- (5) 余暇時間と余暇活動の充実を図り、潤いのある日常生活の提供
 - ① 今年度は、介護職員によるクラブ活動を実施し、内容の豊富化と充実を図る。
 - ② 入所者と担当者との外出機会を増やし、信頼関係を深める。
 - ③ 毎月の誕生会や行事に地域ボランティアの参加協力を求め、内容の一層の充実を図る。
 - ④ 日常生活の中で、ちょっとした時間で気軽にできるレクリエーションを心がける。
- (6) ボランティアの積極的な受け入れと活用
社会福祉協議会との連携を図り、施設行事にとどまらず幅広いボランティアを受け入

れることを通した地域との交流を促進し、日常生活の活性化を図る。

(7)機能訓練の充実

新たに購入した機能訓練器具を活用した訓練メニューの充実を図り、入所者の機能維持に努める。

(8)ターミナルケアの取り組み

入所者の重度化にともない、施設で最期をどのように看取るかは「施設ケア」の重要な課題である。今年度は施設長を中心にして、関係医療機関等の協力をとりつけながら体制整備を図る。

(9)職場内外の研修を通した資質の向上

- ①新規採用職員の新人教育の実施
- ②職場内研修を通した介護技術の向上
- ③「認知症ケア」「ターミナルケア」への研修参加を通した“施設ケア”の向上を図る

(10)医療的ケアを必要とする入所者の積極的受け入れ

従来医療的ケアを必要とする入所者を受け入れてきているが、今後も引き続き積極的な受け入れに努めたい。

(11)サービスマナーの向上

入所者の方は、1年365日、24時間をあおかげ苑で過ごされている。入所されている方々は、なんらかの職員の援助を必要としている。そして、集団生活からくる不自由さ・遠慮・気兼ねも覚えつつ日々生活されている。その生活は職員の言動によって大きく変わってくる。

あらためて、職員全員がサービスマナーの向上を図り、「心地よい介護」の提供に努める。

(12)経営改善への継続した取り組み

- ①今年度は、昨年度に引き続き徹底した水道光熱費を中心とした経費の抑制に取り組む。
- ②退所による空床期間の一層の短縮化を図り、稼働率のアップを全部署間の連携を強化することを通して目指す。

職員・勤務体制

(1) 職員

	職種	正職員	契約職員	パート職員	計
老健・デイ	医師(管理者)	1			1
	看護職	8		2	10
	介護職	20	6	12	38
	機能訓練	3			3
	支援相談員	1			1
	管理栄養士	1			2
	事務職	2	1		3
	計	36	7	14	57
居宅	介護支援専門員	2			2
	計	2	0	0	2
あおかげ苑 総計		38	7	14	59

(2) 看護・介護職員 勤務体制

イ. 老健あおかげ苑

① 看護職員

日勤帯 4名

夜勤帯 1名

② 介護職員

早出 4名

日勤帯 5名

遅出 4名

夜勤帯 3名

ロ. デイケア

介護職員 名

職員研修・会議(委員会)・災害訓練・健康診断等

(1) 職員研修

月1回は職員全員を対象に集合研修を行う。

実地・初級職員・中級職員の各研修に各々2名は参加予定。
採用後、5年以内での介護福祉士、10年をめどに介護支援専門員の資格取得を奨励。
老健広島大会に3名、老健中国大会に3名程度参加予定。
全職員が年間1回以上は外部で開催される研修に参加できるように計画を立てる。
法人での研修発表会と県老健大会での発表に向けて準備を行う。

(2) 会議(委員会)

全体会議は月1回必ず開催する。
各委員会活動、各種会議を開催し、職員相互の意見交換を行い、情報の共有化を図り、組織の活性化と業務の円滑な推進を図る。

(3) 災害訓練

万が一の火災発生等に備え、各職員が発生した時にどのように行動するかを把握できるように、意識の徹底とマニュアルの整備を行う。
年2回火災発生に備えた避難訓練を行う。

(4) 健康診断

夜勤従事者・重量物扱い従事者に年2回、それ以外の職員への年1回の定期健康診断を実施する。(5月・11月を予定)

設備の整備について

あおかげ苑開業から15年を経過し、介護用機器等全般に不具合を生じている機器や設備が増加している。そのなかで、設備の更新等は最小限度に止めることとしているが、今期以降は、照明設備の順次更新等に向けての対応を本格的に開始する。

1. 照明整備の検討

照明設備に関しては、従来の蛍光灯を使用した照明機器に故障が発生した場合、特に安定器についての故障発生の場合は、全体的に照明器具がLEDに移行していることから部品が製造されておらず、修理ができない機器が発生して来ている。そこで当苑でも、部分的にはあるが、照明機器をLED対応の機器への転換を検討し、機器の更新を図っていくべきと考えて、本格的な対応を開始する。

その際には、現在の様に多種の蛍光管を使用するのではなく、直管型のLEDランプに統一するなどし、費用の削減に取り組んでいく。

2. 給湯設備(ボイラー)の設備更新の検討

現在使用している給湯設備が使用開始から15年を経過し、設備関連の施工事業者からは、現在は大きな故障なく、配管関係と補助ポンプの手直しと機器更新で対応しているものの、ボイラーについては近い将来において機器を交換する必要性が生じてくる、という提

案は受けている。

現在のボイラーはガスを熱源とするもので、ランニングコストを考えると、給湯設備の熱源を、全部または一部を電気に切り替えるという方法もあるが、初期費用がかさみ、今後の電気料金の変動も予測が難しいこともあり、ガス・電気の両方で平行して検討していく。

3. デイケアフロアの GHP エアコンの設備更新の検討

施設内の大部分のエアコンは、電気を使用する機器に切替たが、設備を更新していないデイケア及び玄関ホールエアコンはガスを使用した機器を設立以来継続して使用しており、設備も老朽化して来ている。

設備保守を依頼している業者からも機器の更新を打診されており、今後、故障が多く発生し、サービス提供に支障を来す事態となると買換えを実施することとなりますが、その準備としての検討を開始する。現在の社会福祉法人に対する優遇税制下では、資金的に問題がなければ購入という対応となる。しかし、今後の社会福祉法人の事業に対して、優遇税制が撤廃されるという動向も存在することから、その場合、損金計上のできるリース契約による機器の導入の方向性での対応も検討の余地があり、何れにしても今後を見据えての検討が必要となる。

以上